

摂津市保健センター訪問看護ステーション
指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 一般財団法人摂津市保健センターが設置する摂津市保健センター訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、主治の医師から訪問看護指示書の交付を受け、密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所属する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 事業の実施に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
 - 6 事業の実施に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うものとする。
 - 7 事業の実施に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。
 - 8 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者への情報の提供を行うものとする。
 - 9 前8項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年11月1日大阪府条例

第115号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護の運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、主治医から訪問看護指示書の交付を受け、密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者がその有する能力を最大限活用し、できる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

5 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

6 事業の実施に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

7 事業の実施に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。

8 指定介護予防訪問看護の提供の終了に関しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者への情報の提供を行うものとする。

9 前8項のほか、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成24年11月1日大阪府条例第116号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の従業員によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 摂津市保健センター訪問看護ステーション
- (2) 所在地 大阪府摂津市南千里丘5番30号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師若しくは保健師 1名(常勤職員)

管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護職員 看護師、保健師 常勤換算方法で、2.5名以上(うち1名は常勤職員)

主治の医師の指示による訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能維持回復を図るために必要な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を行う。

(3) 理学療法士、作業療法士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数(通所介護と兼務)

看護師等と連携し訪問看護の範疇でリハビリテーションを行う

(4) 事務職員 1名(非常勤職員「他の業務と兼務」)

事業所の運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び国民の休日は除く。

(2) 営業時間

午前8時45分から午後5時15分までとする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第8条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 看護師等は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成する。

(2) 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成する。

(3) 看護師等は訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得る。又、当該訪問看護計画書を利用者に交付する。

(4) 看護師等は、訪問看護計画書に基づき看護を提供し、その看護内容を訪問看護記

録に記載する。

(5) 看護師等は訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成し、主治の医師及び関係機関に報告する。

(6) 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者に対して介護予防的にかかわり、適切な相談、助言、指導を行う。

(サービス内容の例)

- ①症状・障害の観察
- ②入浴・清拭等による清潔の保持
- ③食事・排泄等の日常生活の援助
- ④褥瘡の予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥認知症利用者の介護方法などの助言・指導
- ⑦療養生活・介護方法の助言・指導
- ⑧心の健康・病気の予防などの助言
- ⑨服薬などの指導・管理
- ⑩チューブ・カテーテル等の管理
- ⑪その他医師の指示による医療処置
- ⑫緊急時等の電話相談

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用料等)

第9条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。

3 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるものとする。

4 事業所は、利用者又はその家族より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに

際しその内容を明確に区分した請求書、領収書、明細書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、摂津市の区域とする。

(衛生管理及び感染症の対策等)

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施すること。

(緊急時等における対応方法)

第12条 看護師等は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告を行う。また、主治の医師への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供時に非常災害が発生した場合の対応は、事業者が定めた非常災害対策マニュアルのとおりとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続

計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（年1回以上）を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

第15条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修（年1回以上）を定期的実施すること。
- (4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢

者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等)

第18条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(暴力・ハラスメントに関する事項)

第19条 事業所は、利用者及び従業員の暴力・ハラスメント等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 暴力・ハラスメントを防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族、従業者からの苦情処理

(3) その他暴力・ハラスメント防止のための必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による暴力・ハラスメントを受けたと思われる利用者を発見した場合、また利用者及び養護者から従業者が暴力・ハラスメントを受けた場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても必要な検証、整備を行なう。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約、就業規則等において規定する。

4 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する諸記録を整備し、その完了の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、一般財団法人摂津市保健センター理事長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。